

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2021年度)

作成日 2021/10/29

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人 東京芸術大学
法人の長の氏名		澤 和樹
問い合わせ先		総務課 E-mail soumu-soumu@ml.geidai.ac.jp
URL		https://www.geidai.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】</p> <p>国立大学法人ガバナンス・コードの全ての項目の適合状況について確認を行った。</p> <p>なお、確認に当たっては、事前に各項目の更新案やスケジュールの説明を受けるとともに、第77回経営協議会（令和3年10月28日開催）にて各委員の意見交換等及び最終確認を行った。</p> <p>【総評】</p> <p>本学のガバナンス・コードについては、各原則に適合した取組が行われていることを確認した。</p> <p>学長の強いリーダーシップの下で、学内外の意見を幅広く聞きつつ大学運営を進めているとともに、厳しい財政状況の中でも外部資金等を獲得する体制等も整備している。</p> <p>本学として実施している戦略及び取組等の内容については、学内で適切に共有しつつ、継続的に必要な対応を取っていくことがガバナンス体制の更なる充実とともに、大学全体の機能強化にとって重要である。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>【確認の方法】 国立大学法人ガバナンス・コードの全ての項目の適合状況について確認を行った。 確認に当たっては、事前に各項目の更新案やスケジュールの説明を受けるとともに、第77回経営協議会（令和3年10月28日開催）及び学内会議にて意見交換等や確認を行った上で最終的に了承した。</p> <p>【総評】 本学のガバナンス・コードの実施状況及びその説明につき、本学の状況を正しく記載していることを確認した。 学長のリーダーシップの下、各役員及び部局長が、各々の役割を的確に遂行している。 今回改めて纏めた「総合的な人事方針」等を適切に進めるとともに、今後も自己点検等を通じ、より分かりやすい公表に努めることを期待する。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>本学は、我が国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我が国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすことを使命(ミッション)とし、この使命を遂行するため、教育・研究・社会貢献に係る基本的な目標を定めています。</p> <p>また、中長期的なビジョンとしては、「学長宣言2016」および「NEXT10ビジョン」を公表しており、その実現の為の戦略として、「大学改革・機能強化推進戦略2016」を策定しています。</p> <p>加えて、基本的な目標の達成、ビジョンの実現、戦略の実行に係る具体的な目標・計画として、第3期中期目標・計画を策定・公表しています。</p> <p>これらのビジョン・戦略・目標・計画の策定にあたっては、本学が、前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来130余年間、我が国の芸術教育研究の中核として、伝統文化を継承しつつ、新しい芸術思想や技術の摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家、中等教育から高等教育に亘る芸術分野の教育者・研究者を輩出してきた歴史的経緯を踏まえ、グローバルな視点から、世界の芸術文化の動向や、学内外の多様な関係者の意見および社会の要請等の把握に努めています。</p> <p>■東京芸術大学の使命と目標 https://www.geidai.ac.jp/outline/plan/mission</p> <p>■学長宣言2016 https://www.geidai.ac.jp/outline/plan/president_declare2016</p> <p>■NEXT 10 Vision https://www.geidai.ac.jp/outline/plan/next10vision</p> <p>■第3期中期目標・計画等 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal</p>
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>本学では、中期目標・計画および年度計画に係る実施状況・進捗状況について、毎年度、実績報告書・事業報告書として取りまとめており、評価結果とあわせて大学Webサイトにおいて公表しています。</p> <p>また、自己点検評価および大学評価により抽出されたグッドプラクティスや課題等を踏まえた更なる施策・改善活動について、毎年度の年度計画の策定に反映し、中期目標・計画とあわせて大学Webサイトにおいて公表しています。</p> <p>■第3期中期目標・計画および各年度の年度計画・実績報告書・事業報告書・業務の実績に関する評価結果 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal</p>

<p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本学HPにおいて、役員等の一覧表及びその担当職務とともに、経営協議会や教育研究評議会の委員一覧及びその規則も公表し、学内の権限と責任の体制について明確にしています。</p> <p>■東京芸術大学規則集（第2編 理事、副学長及び運営組織） https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html</p> <p>■役員等一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/officials</p> <p>■経営協議会委員一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/admin_council</p> <p>■教育研究評議会委員一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/edu_council</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>本学において長期的な視点に立って本学に必要な人材の育成・確保を図るため、「東京芸術大学における総合的な人事方針」を取りまとめ、令和3年10月に公表しました。本方針の中では、本学の目標や使命を果たすため、芸術研究院等を活用し、適切な年齢構成を実現すること及びSDGs等の取組を促進するため、ダイバーシティを考慮した環境作りを進めることを共通の方針として定めるとともに、教員人事の方針、事務職員人事の方針についても定めています。</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期的な財務計画として、「第3期中期目標・計画」において、平成28年度～令和3年度の「予算（人件費の見積りを含む）」「収支計画」「資金計画」を策定・公開しています。</p> <p>■第3期中期目標・中期計画一覧表 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2017/11/legal02ro_03ichiran20180416.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>教育研究の費用及び成果として、毎年度の財務諸表、財務レポート、業務実績報告書、事業報告書において記載・公開しています。</p> <p>■毎年度の財務諸表、財務レポート、業務実績報告書、事業報告書 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal</p>
<p>補充原則 1 - 4② 法人経営を担い上げる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本学では、法人経営人材を育成するため、大学内に設置する理事室の室長として業務を所掌させること等を通じて、学長の職務遂行を助けるとともに、大学運営に係る会議への参画等によって、全学的な課題や学内の重要事項の把握・認識やマネジメント力の向上等を図るほか、学長特命又は学長特別補佐は学長直下で法人経営に携わる業務に従事しています。</p> <p>上記の考え方等を取りまとめた「東京芸術大学における法人運営を行う人材の確保と育成方針」を令和3年10月に公表しました。</p>

<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>経営及び教学運営を担う役員等については、規則に必要な能力を明記し、必要な分野に必要な人材を学長が任命をしています。</p> <p>また、学長の円滑な大学運営を補佐するため学長特命又は学長特別補佐を学長が任命し、学長のリーダーシップを支援する体制を構築しています。</p> <p>■東京芸術大学理事に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20131024_017.pdf</p> <p>■東京芸術大学副学長に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20191017_020.pdf</p> <p>■東京芸術大学学長特命規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20131024_293.pdf</p> <p>■東京芸術大学学長特別補佐に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20131024_421.pdf</p> <p>■役員等一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/officials</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会を毎月開催し、本学の教育研究、経営に関する重要事項について審議しています。</p> <p>■東京芸術大学役員会議事録 https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/proceeding</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>本学の教員は、世界一線級外国人教員をはじめとして、アーティストとして活躍している者を採用しています。また、職員についても、それぞれの業務分野で経験した既卒者を採用するなどの取組も進めております。</p> <p>また、多様な分野における経験や幅広く高い専門性及び知見を有する者を理事に登用し、本学の強みをますとともに、多角的視点のある経営層となるよう努めています。</p> <p>■役員等一覧 https://www.geidai.ac.jp/outline/organization/officials</p>

<p>補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>本学の経営協議会の学外委員は、「東京芸術大学経営協議会規則」第2条に、本学の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命しています。現在の学外委員は、教育研究から経営まで幅広い分野の出身者で構成されています。</p> <p>また、会議の運営にあたっては、委員に個別に事前説明を行い、当日は審議を中心に進めるとともに毎回テーマを設定し活発な意見交換を行う時間を設けるなど、経営協議会における審議の充実を図っています。</p> <p>■東京芸術大学経営協議会規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20190320_011.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長選考会議は、法令等にのっとり学長選考会議が学長に求められる資質及び能力等の選考基準を定め、学内に公示し、学内の意向投票の結果及び学長選考会議自らが推薦する者を学長候補適任者として選定した上で、学長選考会議が主体的に選考及び決定しています。選考基準、選考結果、選考過程、選考理由についても選考後に本学HPにて公表しています。</p> <p>■東京芸術大学学長選考基準 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/TUA_President_CriteriaForSelection20210401.pdf</p> <p>■選考結果、選考過程、選考理由 https://www.geidai.ac.jp/news/2016030242266.html</p>
<p>補充原則 3-3-1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限定定の有無</p>		<p>学長選考会議における議論を踏まえ、令和3年6月24日に「東京芸術大学学長の任期に関する規則」を改正し、本学学長の任期を6年、再任を妨げないということから、任期を6年、ただし、再任の場合の任期は3年とし、再任は2回までとすることとしました。</p> <p>■東京芸術大学学長の任期に関する規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20210624_015.pdf</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>「東京芸術大学学長選考規則」第11条において学長の解任の理由、第12条において解任の発議の条件を示すとともに、第13条において学長選考会議が解任の適否を議決することを定め、学長の解任を申し出るための手続きについて明確化しています。また、当該規則を本学HPに公表しています。</p> <p>■東京芸術大学学長選考規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20150917_270.pdf</p>

<p>補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>現在の学長の間接評価については、任期 4 年目の令和元年度に実施し、評価結果については、学長に提示され、今後期待される役割等について助言がなされました。評価結果についてはHPにて公表しています。</p> <p>■業績評価結果 https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/hyouka_sawakazuki.pdf</p>
<p>原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>令和元年度に実施した学長選考会議の学長の間接評価においても、学長の業績は、順調に進捗していると評価されており、更なる管理運営体制の強化を図る特別な事情がないため、総括理事の設置については検討していません。今後、学長選考会議が実施する学長の評価において、検討の必要性が認められた場合に検討いたします。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>総務担当理事を内部統制を総括する役員として位置づけるとともに、内部統制に係る重要事項は役員会に諮ることとしています。各部局においては、各担当部局で分掌し各部局の長が責任者となって内部統制の推進を行っています。また「本学における内部統制システムの推進について」を学長裁定で定め、各部局の長を推進責任者とし、内部統制システムを推進するための体制を整備しています。</p> <p>コンプライアンスについては「東京芸術大学コンプライアンス推進規則」において、学長を最高責任者とする学内のコンプライアンス推進体制を定めるとともに、必要な調査の実施や教職員の責務等を定め、本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公平・公正性の確保に努めています。</p> <p>内部通報については「東京芸術大学コンプライアンス推進規則」において、通報者の責務、通報受付管理者の責務などを明確にし、コンプライアンス通報があった際は直ちに学長に報告し必要な調査を実施し、学長が調査結果に基づき速やかに必要な措置を講じる体制を整えています。なお、通報窓口の外部設置については、より相談しやすい環境を整備する観点から、令和 3 年度中には設置する予定です。</p> <p>■東京芸術大学コンプライアンス推進規則 https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20160324_432.pdf</p>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>法定公開情報はHPで公表しているほか、本学では、学長の指示のもと大学の広報活動を最重要事項の1つとしてとらえ、学長特命として広報担当の教員をおいています。学長特命のもと、大学HPの見直しを進めるとともに大学広報誌を全面的に更新するなど、戦略的な広報活動を展開しています。</p> <p>特に、HPでは、クローズアップ藝大として教授たちへのインタビュー連載、藝大関係者によるリレーコラム、藝大生の親のインタビューなど、藝大を多角的に深掘りするためのコンテンツを用意しています。そのほか、大学で開催するコンサートや展覧会の情報、各専攻から受験生へのメッセージなど、本学の多様な教育研究活動を公表しています。</p> <p>また、経営に関する情報としては、毎年度の財務諸表、財務レポート、業務実績報告書、事業報告書等において、教育・研究・社会貢献等の法人の活動状況および資金の使用状況を記載・公開しています。</p> <p>さらに、学内におけるコストの見える化として、財務諸表や事業報告書において、学部・研究科等別のセグメント情報(費用、収益、教育研究等の成果・実績)を開示し、各種会議体等で共有しています。</p> <p>■東京芸術大学法定公開情報(毎年度の財務諸表、財務レポート、業務実績報告書、事業報告書等の経営に関する情報を含む) https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal</p> <p>■東京芸術大学HP https://www.geidai.ac.jp/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>公表については、ホームページを充実させるだけでなく、大学の広報誌を一新したほか、SNSやYouTubeなどに広げています。大学として伝えたい目的や内容に応じて分かりやすく幅広い層に情報を発信しています。</p> <p>■大学広報誌 「藝える」 https://www.geidai.ac.jp/information/pr_magazine/new</p> <p>■東京芸術大学公式Twitterアカウント https://twitter.com/tokyo_geidai</p>

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>ディプロマポリシーにおいて、本学学生が大学で身に付けることができる能力を示すとともに、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを定め、3つのポリシーに基づいた教育活動と入学者選抜を行っています。学生の進路状況、学習環境や内容・成果の満足度、卒業時満足度は、ホームページに公表しています。</p> <p>■学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠について (ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)</p> <p>https://www.geidai.ac.jp/department/fine_arts https://www.geidai.ac.jp/department/gc_fine_art https://www.geidai.ac.jp/department/music https://www.geidai.ac.jp/department/gc_music https://www.geidai.ac.jp/department/gc_fm https://www.geidai.ac.jp/department/gc_gac</p> <p>■学生の進路状況</p> <p>https://www.geidai.ac.jp/life/job/career</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (法定公開情報)</p> <p>https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報</p> <p>https://www.geidai.ac.jp/information/info_public/education_announce</p> <p>■教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 (教員の養成の状況についての情報の公表について)</p> <p>https://www.geidai.ac.jp/life/courses-2/ttc/condition</p> <p>■公文書等の管理に関する法律第13条第2項に規定する情報 (東京芸術大学学法人文書管理規則)</p> <p>https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20160324_069.pdf</p>